

西村康稔 G X 実行推進担当大臣 殿

「GX 実現に向けた基本方針」  
(令和 5 年 2 月 10 日) に関わる提言

令和 5 年 3 月 9 日



代表 馬場 伸幸



世界的な脱炭素化の流れや、コロナ禍による需要減により、化石エネルギー資源の開発・供給体制が縮小したこと、また欧米各国がウクライナ危機をきっかけにロシア産石炭、天然ガス等への依存から脱却する方針に転換して国際的なエネルギー市況が逼迫したことにより、わが国におけるエネルギー価格は未だに高止まりを続けており、国民生活にも深刻な影響を及ぼしている。

今後、一時的なエネルギー価格高騰が落ち着きを取り戻したとしても、エネルギー安全保障の観点から、自給率を高め、海外からの輸入原料に頼らないエネルギー供給体制を構築していくことが急務であることに変わりはない。世界が正面から向き合い取り組んでいるカーボンニュートラルに向けての達成目標と平仄を併せつつ、10年先、20年先を見据えた中長期のGX戦略を適切に描くことは、今後のわが国の成長戦略において極めて重要であることから、今般、政府が本年2月に閣議決定した「GX実現に向けた基本方針」に関して提言を行うものである。

## 1. 「GX 実現に向けた基本方針」における問題点・課題

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受け、IEA（国際エネルギー機関）をはじめ欧米各国は、当座の化石燃料確保に加え、省エネ・再エネ促進を含めた戦略を矢継ぎ早に発表した。そのような中、ようやくわが国も昨年末に「GX 実現に向けた基本方針」を打ち出したが、その前提は、2030年に温室効果ガス排出量を2013年比で46%削減、2050年に完全なカーボンニュートラルを実現」という従来の目標のままで、「2035年までに電力部門のすべて、または大部分を脱炭素化すること」という2022年6月のG7合意には程遠く、かつ、自ら掲げた目標の達成ですら実現性に乏しい内容となっている。

わが国を取り巻くエネルギー安定確保の状況が劇的に変化し、エネルギー自給率の向上に向けた取り組みがますます重要となってきた。同時に、2035年G7合意や2050年のカーボンニュートラルを達成するためには、原発の最大限の利活用および再生可能エネルギーの徹底導入が喫緊の課題である。そのためには、国の責任ある対応や民間投資を呼び込む改革が不可欠である。

具体的には、国策としての確固とした原子力政策や、再生可能エネルギー導入を促進するための規制改革や柔軟な系統整備、電力市場における徹底した自由化の推進、世界標準のカーボンプライシング制度の速やかな構築、さらには徹底した省エネに対するインセンティブの付与などについて、短期・中長期の戦略・施策を計画的かつ早急、大胆に掲げるべきである。

## 2. 原発政策

政府は原子力を脱炭素のベースロード電源として重要な役割を担うものと位置づけ、2030年電源構成に占める原子力比率20～22%の確実な達成に向けて、安全最優先で再稼働を進めるとともに、運転期間の追加的な延長も行うとしている。しかしながら、電源構成比率達成のためには概ね25～28基の稼働が必要と政府が認めているにも関わらず、再稼働は遅々として進まず、目標達成はこのままでは全く実現不可能であると言わざるを得ない。

日本維新の会は、昨年2022年初頭より電力の安定供給に向け、原子力規制委員会に対し、審査の効率性をも重視した業務推進を求めるとともに、新規制基準の許可を得ている原子力発電所のうち、特定重大事故対処施設の工事完了が現行の期限内に完了していないがために稼働できない状況の是正を政府に申し入れているところである。一方で、野放図な原発利用は許されず、今後、政府が進めようとしている既存原発の運転期間の延長や次世代革新炉への建て替えを行うに際しては、国・地方自治体・事業者の責任を法的に明確化することが不可欠である。

具体的には、設置許可や重大事故発生後最初に変更許可を申請する場合に当たっては関係都道府県知事の同意を必要とすること、関係都道府県知事は関係市町村長の意見を聴かなければならないこと、原子力規制委員会が許可をする場合には内閣総理大臣の同意を得なければならないこと、許可後は関係都道府県は円滑な設置及び運営に資するよう必要な支援を行うよう努めること等を法律で明確に定めることが必要である。

また、現在も増え続けている核のゴミについて処理の見通しが立たないまま、国が原発の新增設を行うことは、ツケを将来世代に回すことを意味し、断じて許されることではない。高レベル放射性廃棄物の最終処分場確定を着実に進めるための期限を明示した工程表（うまく進まない場合の他プランの準備を含む）を作成するとともに、その工程が進まない場合には、設置許可や運転期間の延長の認可を認めない等の仕組みを併せて導入し、国が責任をもって処分場建設に取り組むためのルールを策定すべきと考える。

さらに、これまで原発は国策民営で推進され、廃炉費用や原子力損害賠償など、第一義的には民間電力会社の責任で対応することが求められてきた。また、福島第一原子力発電所の事故を受け、求められる安全水準が大きく変化したため、その対策のため重い負担が事業者にのしかかっている。今後確実な原子力事業の運営を行うためには、民間の責任を有限化するとともに、国有化も含めた国の責任ある対応を定めるべきである。

日本維新の会は、別途、こうした内容を盛り込んだ、原発利用に係る国・地方自治体・事業者等の責任を明確化するための改革推進法案を国会に提出する予定である。

### 3. 再生可能エネルギー政策

政府は基本方針の中で、再生可能エネルギーを脱炭素電源として主力電源と位置づけ、最優先かつ最大限に導入拡大に取り組むとして、2030年度の電源構成に占める比率36～38%の確実な達成を目指すとしている。

しかしながら、政府方針には、これまで再生可能エネルギーの拡大を阻害してきた諸課題への具体的かつ大胆な対応策が盛り込まれておらず、構成比達成の実現性は極めて不透明である。

太陽光発電や風力、特に洋上風力発電への重点投資を促進することは当然のことであるが、再生可能エネルギー拡大の前提となる環境整備や公正な送電網の構築などを早期に行う必要がある。

具体的には、太陽光発電においては、乱開発等による被害を発生させないための立地規制の強化を行う一方、耕作放棄地や農地の活用のため、農地法の過度な規制を適切に緩和することで営農発電を推進する。また、全国の屋根の活用を促進するとともに、蓄電池とセットにした供給調整策も充実させる。

洋上風力発電については、推進のための方針・ルール（EEZ活用促進を含む）を明確化し、国が主導して漁業権調整段階から関与する本格的な「セントラル方式」を導入する。

地熱発電においては、温泉法・自然公園法の規制見直しや、泉源枯渇への補償対策などの促進策を早急に整備すべきである。

同時に、再エネ大量導入を目的としたプッシュ型系統整備の加速、系統混雑時に再エネ優先接続を担保する制度の構築、「再給電方式」における再エネ活用の優先ルールの策定など、送配電網整備を加速する必要がある。

また、再生可能エネルギーのみならず、原発も含め、エネルギー分野のサプライチェーンを確保することが、経済およびエネルギー安全保障にとって極めて重要である。特に、中国依存度が過度に高まっている太陽光パネルについては、新たなサプライチェーンの構築を迅速に推進する。

## 4. 省エネの推進

電力需要を極力抑えていくための省エネ推進の施策も重要であるが、政府案は具体策に乏しい。わが国は 1990 年代には世界最高水準の省エネ大国であったが、その後は炭素生産性（CO<sub>2</sub> 排出量当たり GDP）やエネルギー効率（エネルギー供給量/実質 GDP）等で後退し、今や EU 諸国と比して大きく遅れを取っているという現状をしっかりと自覚すべきである。

2022 年 5 月に改正省エネ法が成立したものの、その内容は 20 年も前の基準を義務付けているに過ぎず、わが国の住宅・建築物の断熱性能向上には更なる改善が必要である。学校などの公共建築で二重窓の設置と天井・壁の断熱改修を行えば、年間暖房消費電力量は約 9 割、ピーク時暖房出力は 7～8 割削減される。あるいは全国約 3000 万戸の住宅のうち 1000 万戸において、二重窓の設置という簡易な断熱改修工事を行えば、約 380 万 kW、火力発電所 4 基分相当の電力ピークの抑制が可能というデータも示されている。

足許の電力・ガス料金の高騰への対応も考えると、特に低所得者層の負担軽減が喫緊の課題である。省エネに資する住宅の改修費用を政府が直接支援する制度や、省エネ家電製品購入に際しての一定の補助制度を導入すべきであり、その際、低所得者層から順次導入し、徐々に拡大していくといった進め方も重要である。

## 5. 電力市場の自由化促進

国民が適正な価格で電力を利用できるようにするためには、電力市場の徹底した自由化を推進することが必須である。しかしながら、政府は、現在の不十分な自由化を改めることなく、大手電力会社の不公正、不適正な行為を放置しており、国民の利益を第一とする問題意識が決定的に欠けていると断じざるを得ない。

ここ最近、大手電力会社において、事業用電気販売をめぐるカルテル事案、新電力会社顧客情報の不正閲覧、さらには小売部門社員による経済産業省の再エネ発電事業者データベースの不正閲覧といった、電力市場の公正な競争を阻害する重大な違法行為事案が次々と発覚しており、抜本的な電力システム改革が不可避であることは明らかである。

大手電力会社の発電と送電の分離について、これまでの法的分離に留まらず、所有権分離にまで踏み込んで行うことや、発電と売電を分離することにより、グループ内外で発生している差別的取り扱いを解消することが不可欠である。また、電力・ガス取引監視

等委員会を公取委と同じ三条委員会に格上げすることや、法令に違反した事業者に対する罰則を強化するなど、市場を適切に監視・統制する仕組みを確実に整備することが肝要であり、我々日本維新の会は、別途、こうした内容を盛り込んだ電力市場自由化推進法案を国会に提出する予定である。

自由な市場は、公正な取引環境が担保されてこそ実現することを忘れてはならない。

## 6. カーボンプライシング・税制

政府の掲げる基本方針の中でも、最も問題だと考えるのは「成長志向型カーボンプライシング構想」である。各国が G7 目標達成に向けて脱炭素化をスピード感をもって進める中、政府方針は G7 合意達成を具現化する制度となっておらず、また 2026 年度ごろから自主参加型の排出権取引市場の本格稼働、2033 年度ごろに発電部門のみに段階的な有償オークション導入と、「遅く」「中途半端な」「世界標準からかけ離れた」内容となっており、このままではわが国の経済成長を牽引しうる GX 分野が世界から大きく遅れを取り、海外投資も呼び込むことができず、ひいては国内産業の国際競争力が大きく損なわれる事態となることを強く危惧するところである。

そもそも、GX 移行推進戦略が経済産業省主導で行われることに問題があると考えられる。既存の CO2 排出産業に付度し、顔色を窺ってばかりいては抜本的な改革案は策定できないのは自明である。世界的な合意目標達成に向けて、環境省も中心に据えた官邸主導の戦略を推し進め、企業・自治体・国民の声を的確に反映できる体制とすることがまずは重要である。

内容に関しては、政府案の抜本的な見直しが必須であり、具体的には、GX-ETS の早期義務化、有償オークションの全産業部門対象化、炭素比例の削減インセンティブ型税制に移行するための既存エネルギー税制の再編やその他の減税措置（法人税減税等）を組み合わせた世界標準の炭素価格の設定、将来の革新的技術よりも既存技術による脱炭素加速への投資対象の切り替え、民間投資の予見性を担保することを柱とする「GX 経済移行債」の用途の見直し・支援規模の明確化、制度構築・移行スケジュールの全面的な見直しと適切な経過措置の設定などについて早急に方針を見直すべきである。

以上